官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（二七）　四
○国家情報会議設置法（二八）　七
〔政　令〕
○令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一八九）　八
○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日を定める政令（一九〇）　九
○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九一）　九
○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（一九二）　九
〔その他告示〕
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（**消費者庁**六）　10
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二一四）　10
○逆磁場ピンチに関する研究開発計画のための実施協定からの日本国の脱退に関する件（**外務**一九四）　10
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**七五一）　10
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、令和八年四月二十二日に発生した大火による災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する件（**同**七五二）　11
○河川法施行規則の規定に基づく登録試験実施機関の代表者の変更に関する件（**国土交通**六六八）　11
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（**同**六六九）　11
○道路に関する件（**九州地方整備局**七〇、七一）　11
〔国会事項〕　11
〔人事異動〕
内閣　法務省　11
〔叙位・叙勲〕　12
〔皇室事項〕　13
〔公　告〕
諸事項　13
官庁
特定保険募集人の所在の確知等関係　13
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　13
会社その他　13

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第二十七号）（内閣府本府）

第１　内閣府関係

１　児童福祉法の一部改正

(1)　都道府県は、都道府県障害児福祉計画に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施のため、障害児通所支援等の提供を行う者に対する補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。(3)において同じ。）を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。（第三十三条の二十二の二関係）

(2)　国庫は、都道府県が(1)の補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内で、当該都道府県が障害児通所支援等の提供を行う者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができるものとする。（第五十六条の三の二関係）

(3)　国民健康保険団体連合会は、都道府県から委託を受けて行う(1)の補助金の交付に関する事務を行うものとする。（第五十六条の五の二関係）

(4)　その他所要の改正を行う。

第２　総務省関係

１　地方自治法の一部改正

(1)　財政状況の公表について、その回数を毎年二回以上から毎会計年度少なくとも一回以上とする。（第二百四十三条の三第一項関係）

(2)　外部監査人の監査の事務を補助する者等の住所の告示を廃止する。（第二百五十二条の三十二第二項、第九項関係）

(3)　市町村又は特別区は、財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、条例で、財産区の議会又は総会を設けることができるもの等とする。（第二百九十五条関係）

(4)　その他所要の改正を行う。

２　地方財政法の一部改正

⑴　地方公共団体は、地方債証券に表示されるべき権利であって、金融商品取引法第二条第二項の規定により地方債証券とみなされるものを発行する方法によって地方債を起こすことができるものとする。（第五条の五第一項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

３　電波法の一部改正

総務大臣による関係地方公共団体等の事務所における伝搬障害防止区域を表示した図面の備付けを廃止するとともに、総務大臣が当該図面を一般の縦覧に供する場所についての定めを廃止する。（第百二条の二第三項関係）

４　地方公営企業法の一部改正

⑴　地方公営企業に係る業務の状況の公表について、その回数を毎事業年度少なくとも二回以上から一回以上とする。（第四十条の二第一項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

５　公有地の拡大の推進に関する法律及び地方独立行政法人法の一部改正

⑴　土地開発公社及び地方独立行政法人が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回とする。（公有地の拡大の推進に関する法律第二十二条の八第一項、地方独立行政法人法第九十六条第一項関係）

⑵　その他所要の改正を行う。

第３　法務省関係

１　戸籍法の一部改正

⑴　戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されている場合において、第十条の二第二項（第十二条の二において準用する場合を含む。）の請求（法務省令で定める事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。）を戸籍電子証明書又は除籍電子証明書についてすることができる機関の範囲を見直す。（第百二十条の三第一項関係）

⑵　⑴の請求に係る戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた地方公共団体の機関（議会を除く。）又は当該機関の属する地方公共団体が、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求めるときは、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織の使用料を負担しなければならないものとする。（第百二十一条の四関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

第４　厚生労働省関係

１　介護保険法の一部改正

⑴　都道府県は、介護サービス事業者等に対し、介護サービス等の事業に従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができるものとする。（第百十五条の五十第一項関係）

⑵　都道府県は、⑴の補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。⑷において同じ。）を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。（第百十五条の五十第二項関係）

⑶　国は、都道府県が⑴の補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が介護サービス事業者等に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができるものとする。（第百二十七条の二関係）

⑷　国民健康保険団体連合会は、都道府県から委託を受けて行う⑴の補助金の交付に関する事務を行うものとする。（第百七十六条第一項第四号関係）

⑸　その他所要の改正を行う。

２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

⑴　都道府県は、指定事業者等、指定相談支援事業者等に対し、障害福祉サービス又は相談支援に従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができるものとする。（第七十八条の二第一項関係）

⑵　都道府県は、⑴の補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。⑷において同じ。）を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。（第七十八条の二第二項関係）

⑶　国は、都道府県が⑴の補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が指定事業者等、指定相談支援事業者等に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができるものとする。（第九十五条第三項関係）

⑷　国民健康保険団体連合会は、都道府県から委託を受けて行う⑴の補助金の交付に関する事務を行うものとする。（第九十六条の二関係）

⑸　その他所要の改正を行う。

第５　国土交通省関係

１　測量法の一部改正

⑴　国土地理院の長及び測量計画機関が、それぞれ基本測量及び公共測量を実施しようとするとき並びにこれらの実施を終わったときに関係都道府県知事に対して行う通知を廃止するとともに、当該通知を受けたときに都道府県知事が行う公示を廃止する。（第十四条、第三十九条関係）

⑵　基本測量及び公共測量の実施の公示等に関する規定を整備する。（第十四条、第三十六条第二項、第三十六条の二、第三十八条第二項関係）

⑶　その他所要の改正を行う。

２　港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法及び広域臨海環境整備センター法の一部改正

港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び広域臨海環境整備センターが解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回とする。（港湾法第十条の八第一項、地方住宅供給公社法第三十七条の六第一項、地方道路公社法第三十五条の六第一項、広域臨海環境整備センター法第三十条の六第一項関係）

３　土地区画整理法の一部改正

土地区画整理組合による理事の氏名及び住所の届出があった場合において、土地区画整理組合が、当該届出に併せて、国土交通省令で定めるところにより、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、都道府県知事は、当該住所の一部の公告をもって住所の全部の公告に代えることができるものとする。（第二十九条第二項関係）

４　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正

空家等管理活用支援法人に指定することができる法人に、従来規定している特定非営利活動法人等以外の営利を目的としない法人を加える。（第二十三条第一項関係）

第６　附則

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置等を定める。

３　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇国家情報会議設置法（法律第二十八号）（内閣官房）

１　設置

重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。以下同じ。）及び外国情報活動への対処（公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。以下同じ。）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。（第二条関係）

２　所掌事務

会議は、次の事項について調査審議するものとする。

⑴　次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針

イ　関係行政機関における重要情報活動の重点（第三条第一号イ関係）

ロ　関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項（第三条第一号ロ関係）

ハ　情報収集衛星の開発及び運用に関する重要事項（第三条第一号ハ関係）

⑵　外国情報活動への対処に関する基本的な方針（第三条第二号関係）
⑶　重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価（第三条第三号関係）
⑷　重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価（第三条第四号関係）
⑸　その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項（第三条第五号関係）

3　組織
会議は、議長及び議員で組織するものとする。（第四条関係）

4　議長
⑴　議長は、内閣総理大臣をもって充て、会務を総理するものとする。（第五条第一項、第二項関係）
⑵　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣（順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣）をもって充てられる議員がその職務を代理するものとする。（第五条第三項関係）

5　議員
⑴　議員は、４⑵の国務大臣、内閣官房長官、内閣府設置法第十一条の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てるものとする。（第六条第一項関係）
⑵　議長は、⑴にかかわらず、２⑷の事項に係る特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及びその他の⑴の国務大臣のうち当該事案に関係する者として議長が指定するものによって、当該事案についての調査審議を行うことができるものとする。（第六条第二項関係）
⑶　議長は、⑴及び⑵にかかわらず、必要があると認めるときは、⑴の国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。（第六条第三項関係）
⑷　その他議員に関する所要の規定を整備する。（第六条第四項関係）

6　資料提供等
内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議に対し、会議の調査審議に資する重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報を適時に提供するとともに、議長の求めに応じて、必要な協力等を行わなければならないものとする。（第七条関係）

7　その他会議に関する規定の整備
⑴　会議に関する事務は、国家情報局において処理するものとする。（第十二条関係）
⑵　その他会議に関する所要の規定を整備する。（第八条～第十一条、第十三条、第十四条関係）

8　附則
⑴　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）
⑵　国家情報局長を特別職の国家公務員とすることその他所要の規定を整備する。（附則第二条～第四条関係）
⑶　内閣法を改正し、次の事項等を定める。（附則第五条関係）
イ　内閣官房に、国家情報局を置くこと。（改正後の内閣法第十六条の二第一項関係）
ロ　国家情報局は、次の事務をつかさどること。
㈠　内閣法第十二条第二項第二号から第五号までの事務のうち、重要情報活動及び外国情報活動への対処並びに特定秘密の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）（改正後の内閣法第十六条の二第二項第一号関係）
㈡　内閣法第十二条第二項第六号の事務（改正後の内閣法第十六条の二第二項第二号関係）
㈢　７⑴により国家情報局が処理することとされた会議の事務（改正後の内閣法第十六条の二第二項第三号関係）
㈣　６により会議に提供された資料又は情報その他の㈠から㈢までの事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務（改正後の内閣法第十六条の二第二項第四号関係）
ハ　国家情報局に、国家情報局長を置くこと。（改正後の内閣法第十六条の二第三項関係）
ニ　国家情報局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理すること。（改正後の内閣法第十六条の二第四項関係）

◇令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第百八十九号）（内閣府本府）

1　令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害を激甚災害として指定する。（本則関係）
2　当該激甚災害に対し、森林災害復旧事業に対する補助を適用する。（本則関係）
3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第百九十号）（経済産業省）

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行期日は、令和八年十二月十一日とすること。

◇円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百九十一号）（経済産業省）

1　関係政令の整備
円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこと。（第一条～第三条関係）

2　附則
この政令は、令和八年十二月十一日から施行すること。（附則関係）

◇児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（政令第百九十二号）（厚生労働省）

第１　児童福祉法施行令の一部改正
小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八十万九千円から八十二万六千五百円とする。（第二十二条第一項第五号、第二十五条の十三第一項第三号、第二十七条の十三第一項第三号関係）

第２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正
自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八十万九千円から八十二万六千五百円とする。（第三十五条第四号、第四十二条の四第一項第三号関係）

第３　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正
特定医療費の支給に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八十万九千円から八十二万六千五百円とする。（第一条第一項第五号関係）

第４　施行期日等
1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一条関係）
2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第四条関係）

法　律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第二十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣府関係（第一条）

第二章　総務省関係（第二条―第七条）

第三章　法務省関係（第八条）

第四章　厚生労働省関係（第九条・第十条）

第五章　国土交通省関係（第十一条―第十四条）

附則

第一章　内閣府関係

（児童福祉法の一部改正）

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の十八第一項中「設置者（以下この条」の下に「、第三十三条の二十二の二」を加える。

第三十三条の十九第一項中「この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項」を「この節」に改める。

第三十三条の二十二の次に次の一条を加える。

第三十三条の二十二の二　都道府県は、都道府県障害児福祉計画に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施のため、対象事業者その他障害児通所支援等の提供を行う者に対する補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。第五十六条の五の二において同じ。）を連合会に委託することができる。

第三十三条の二十三中「前条第二項各号」を「第三十三条の二十二第二項各号」に改める。

第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の三の二　国庫は、都道府県が第三十三条の二十二の二に規定する補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内で、当該都道府県が同条に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五十六条の五の二中「関する業務」の下に「並びに第三十三条の二十二の二の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務」を加える。

第二章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十三条の三第一項中「条例の」を「第二百十九条第二項の規定による予算の要領の公表及び第二百三十三条第六項の規定による決算の要領の公表のほか、条例で」に、「毎年二回以上」を「毎会計年度少なくとも一回以上」に改める。

第二百五十二条の三十二第二項中「住所並びに」を削り、同条第四項中「本条」を「この条」に改め、同条第九項中「住所並びに」を削る。

第二百九十五条を次のように改める。

第二百九十五条　市町村又は特別区は、財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、条例で、財産区の議会又は総会を設けることができる。

前項の条例の制定又は改廃については、都道府県知事も、市町村又は特別区の議会に議案を提出することができる。

第一項の規定により財産区の議会又は総会が設けられた場合には、当該財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事件（同項の条例の改廃を含む。）については、当該財産区の議会又は総会が議決するものとする。

前項の場合における第二項の規定の適用については、同項中「制定又は改廃」とあるのは「改廃」と、「市町村又は特別区の議会」とあるのは「財産区の議会又は総会」とする。

第二百九十六条第一項中「前条の条例中にこれを規定しなければ」を「前条第一項の条例で定めなければ」に改め、「、また」を削り、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条第三項中「第二編」を「前編」に改める。

第二百九十六条の二第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「以てこれを」を「もつて」に改め、同条第四項中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第一項」に、「においては」を「には」に改める。

別表第一測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の項中「第十四条第三項（第三十九条において準用する場合を含む。）」を削る。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の五の見出し中「証券発行」を「地方債証券等の発行」に改め、同条第一項中「証券」を「次に掲げるもの」に、「においては、政令の定めるところにより」を「には」に改め、「、売出し」を削り、同項に次の各号を加える。

一　地方債証券

二　地方債証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により地方債証券とみなされるもの

第五条の五第二項中「前項の証券」を「前項各号に掲げるもの（次条から第五条の十までにおいて「地方債証券等」という。）」に改める。

第五条の六を次のように改める。

（募集地方債証券等に関する事項の決定）

第五条の六　地方公共団体は、その発行する地方債証券等を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集地方債証券等（当該募集に応じて当該地方債証券等の引受けの申込みをした者に対して割り当てる地方債証券等をいう。）についてその総額、利率その他の政令で定める事項を定めなければならない。

第五条の八を第五条の十一とする。

第五条の七の見出し中「地方債証券」を「地方債証券等」に改め、同条中「証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、」を削り、「共同して証券」を「、共同して地方債証券等」に、「当該地方債」を「当該地方債証券等」に改め、同条を第五条の十とし、第五条の六の次に次の三条を加える。

（地方債原簿）

第五条の七　地方公共団体は、地方債証券等を発行した日以後遅滞なく、地方債原簿を作成し、これに政令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

（会社法の準用）

第五条の八　会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十七条から第六百八十条まで、第六百八十二条、第六百八十三条、第六百八十四条第一項、第六百八十五条（第五項を除く。）、第六百八十六条から第七百一条まで、第七百三条、第七百五条（第四項を除く。）、第七百八条及び第七百九条の規定は、地方公共団体が地方債証券等を発行する場合について準用する。この場合において、同法第六百七十八条第二項中「第六百七十六条第十号の期日」とあるのは「政令で定める期日」と、同法第六百九十七条第一項第三号中「種類」とあるのは「内容を特定するものとして政令で定める事項」と、同法第七百五条第一項及び第二項中「社債管理者」とあるのは「地方債証券等の管理の委託を受けた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国外地方債証券等の特例）

第五条の九　地方公共団体は、国外地方債証券等（本邦以外の地域において発行する地方債証券等をいう。）を発行する場合には、前三条の規定にかかわらず、当該国外地方債証券等の準拠法又は発行市場の慣習によることができる。

（電波法の一部改正）

第四条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百二条の二第三項中「総務省及び関係地方公共団体の事務所に備え付け、」を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第五条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第一項中「管理者は」の下に「、第二十四条第二項の規定による予算の原案の作成及び第三十条第一項の規定による決算の調製のほか」を加え、「少くとも二回」を「少なくとも一回」に改め、「書類を」の下に「作成し、」を加える。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第六条　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の八第一項中「の日から二箇月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく、」に、「二箇月を」を「二月を」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第七条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「の日から二月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく、」に改める。

第三章　法務省関係

（戸籍法の一部改正）

第八条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十一条の三」を「第百二十一条の四」に改める。

第百二十条の三第一項中「前条第一項の規定によりする第十条第一項の請求又は前条第一項の規定によりする」を「第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項の請求又は」に改め、「」は」の下に「、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて」を加え、「ついても」を「ついて」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第一項各号に掲げる請求を、当該各号に定める者に対してするとき（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするときに限る。）も、同様とする。

第百二十条の三第四項中「、第一項」を「、第一項後段」に改め、「（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対してするものに限る。）」を削る。

第六章に次の一条を加える。

第百二十一条の四　戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた地方公共団体の機関（議会を除く。）又は当該機関の属する地方公共団体が、第百二十条の三第三項に規定する戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の提供を求めるときは、当該地方公共団体は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織の使用料を負担しなければならない。

第四章　厚生労働省関係

（介護保険法の一部改正）

第九条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十五条の四十九」を「第百十五条の五十」に改める。

第六章に次の一条を加える。

（都道府県の援助等）

第百十五条の五十　都道府県は、介護サービス事業者、指定事業者その他これらに類する者として厚生労働省令で定めるものに対し、介護サービス、第一号事業その他これらに類する事業として厚生労働省令で定めるものに従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができる。

2　都道府県は、前項の規定により補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。第百七十六条第一項第四号において同じ。）を連合会に委託することができる。

第百二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（国の補助）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百二十七条の二　国は、都道府県が第百十五条の五十第一項の規定により補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が同項に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第百七十六条第一項に次の一号を加える。

四　第百十五条の五十第二項の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第十条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「地域生活支援事業」を「地域生活支援事業等」に、「第七十八条」を「第七十八条の二」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　地域生活支援事業等

第三章に次の一条を加える。

（都道府県の人材確保支援事業）

第七十八条の二　都道府県は、指定事業者等、指定相談支援事業者その他これらに類する者として主務省令で定めるものに対し、障害福祉サービス又は相談支援に従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができる。

2　都道府県は、前項の規定により補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務（交付の決定を除く。第九十六条の二において同じ。）を連合会に委託することができる。

第九十五条に次の一項を加える。

3　国は、都道府県が第七十八条の二第一項の規定により補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が同項に規定する者に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第九十六条の二中「関する業務」の下に「並びに第七十八条の二第二項の規定により都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務」を加える。

第五章　国土交通省関係

（測量法の一部改正）

第十一条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「あらかじめ」を削り、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第二項中「終つたときは」を「終わつたときは、遅滞なく」に、「関係都道府県知事に通知しなければ」を「公示しなければ」に改め、同条第三項を削る。

第三十六条に次の一項を加える。

2　国土地理院の長は、前項の規定による求めがあつたときは、技術的助言を行うものとし、測量計画機関は、当該技術的助言を受けた後でなければ、公共測量を実施してはならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（実施の公示）

第三十六条の二　前条第二項の規定による技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項を国土地理院の長に通知しなければならない。

2　測量計画機関は、公共測量の実施を終わつたときは、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

3　国土地理院の長は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第三十八条中「、第三十六条」を「から第三十六条の二まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第十四条の規定は、国土地理院が実施する公共測量について準用する。

第三十九条中「第十四条」を「第十五条」に、「に準用する」を「について準用する」に改める。

第六十条第一項中「第十四条第三項（第三十九条において準用する場合を含む。）、」を削る。

（港湾法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「の日から二月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく、」に改める。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十条の八第一項

二　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第三十七条の六第一項

三　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第三十五条の六第一項

四　広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第三十条の六第一項

（土地区画整理法の一部改正）

第十三条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、組合が、当該届出に併せて、国土交通省令で定めるところにより、理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該住所の一部の公告をもつて住所の全部の公告に代えることができる。

（空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「一般財団法人」の下に「その他の営利を目的としない法人」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第九条及び第十条の規定並びに次条第二項並びに附則第六条、第九条及び第十条の規定　公布の日

二　第十三条の規定　令和八年十月一日

三　第二条（地方自治法別表第一測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の項の改正規定に限る。）及び第十一条の規定　公布の日から起算して六月を経過した日

四　第二条（地方自治法第二百四十三条の三第一項の改正規定に限る。）、第三条及び第五条の規定並びに次条第一項並びに附則第七条及び第八条の規定　令和九年四月一日

五　第八条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の地方財政法の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に募集又は交付をする地方債について適用し、同日前に募集又は交付をした地方債については、なお従前の例による。

2　前項に規定するもののほか、第三条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正）

第四条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十八条中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第一項」に、「外」を「ほか」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第五条　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第二百九十五条」を「第二百九十五条第三項」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第六条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「及び第二号並びに」を「、第二号及び第四号並びに」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第七条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第百十四条」を「―第百十四条の二」に改める。

第百十三条の表第六十七条第一項の項中「第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第二項に規定する」を「第五条の五第一項第一号に掲げる」に改め、同表第七十一条第七項の項中「第五条の六」を「第五条の八」に、「地方債の募集又は」を「地方債証券等の」に、「募集等受託者」を「管理受託者」に改め、同表第七十一条第八項の項中「募集等受託者」を「管理受託者」に改める。

第百十四条第一項中「もの」の下に「（以下「振替地方債」という。）」を加え、「当該振替地方債」に改め、同条第二項中「地方債で振替機関が取り扱うもの」を「振替地方債」に、「当該地方債」を「当該振替地方債」に改め、第六章第一節に次の一条を加える。

（振替地方債についての地方財政法の適用除外）

第百十四条の二　振替地方債については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の八において準用する会社法第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項並びに第六百九十五条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附則第二十七条第一項中「（第百十三条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替地方債をいう。）」を削り、「第百十四条」の下に「、第百十五条」を加え、同条第二項中「昭和二十三年法律第百九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第二項に規定する」を「第五条の五第一項第一号に掲げる」に改める。

附則第二十八条第一項中「、第百十四条」を「から第百十四条の二まで」に改める。

（地方公共団体金融機構法の一部改正）

第八条　地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「証券発行の」を「地方財政法第五条の五第二項に規定する地方債証券等（次号及び第三十二条第五項第四号において「地方債証券等」という。）を発行する」に改め、同項第二号中「証券発行の」を「地方債証券等を発行する」に改める。

第三十二条第五項第四号中「証券発行の」を「地方債証券等を発行する」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち印紙税法別表第三の改正規定及び附則第一条第十号から第十二号までの規定中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

（調整規定）

第十条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条のうち印紙税法別表第三の改正規定及び附則第一条第十号から第十二号までの規定中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。	第六条のうち印紙税法別表第三の改正規定中「第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務」の下に「、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務」を加え、「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改め、「第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務」の下に「、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務」を加え、」を削る。 附則第一条第十号を次のように改める。 十　削除 附則第一条第十一号及び第十二号中「第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務」の下に「、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務」を加え、「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

国家情報会議設置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第二十八号

国家情報会議設置法

（趣旨）

第一条　この法律は、国家情報会議の設置及び所掌事務等について定めるものとする。

（設置）

第二条　重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。次条及び第七条において同じ。）及び外国情報活動への対処（公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七条において同じ。）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第三条　会議は、次の事項について、調査審議する。

一　次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針

イ　関係行政機関における重要情報活動の重点

ロ　関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項

ハ　情報収集衛星（我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星をいう。）の開発及び運用に関する重要事項

二　外国情報活動への対処に関する基本的な方針

三　重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価

四　重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価

五　その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項

（組織）

第四条　会議は、議長及び議員で組織する。

（議長）

第五条　議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

3　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣（順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣）をもって充てられる議員がその職務を代理する。

（議員）

第六条　議員は、前条第三項に規定する国務大臣、内閣官房長官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てる。

2　議長は、前項の規定にかかわらず、第三条第四号に掲げる事項に係る特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及びその他の同項に規定する国務大臣のうち当該事案に関係する者として議長が指定するものによって、当該事案についての調査審議を行うことができる。

3　議長は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第一項に規定する国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

4　前三項の場合において、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官を含む。第八条第二項において同じ。）がその職務を代行することができる。

（資料提供等）

第七条　内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報であって、会議の調査審議に資するものを、適時に提供するものとする。

２　前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（服務）

第八条　議長及び議員は、非常勤とする。

２　議長及び議員並びに議長又は議員であった者、第六条第四項の規定により副大臣として議員の職務を代行した者並びに次条の規定により関係者として会議に出席した者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

（関係者の出席）

第九条　内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官（内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。）は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。

２　前項に定めるもののほか、議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（幹事）

第十条　会議に、幹事を置く。

２　幹事は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

３　幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

（議事）

第十一条　会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

（事務）

第十二条　会議に関する事務は、国家情報局において処理する。

（主任の大臣）

第十三条　会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第十四条　この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国家公務員法の一部改正）

第二条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の三中「国家安全保障局長」の下に「及び国家情報局長」を加え、同項第五号の四中「、内閣情報官」を削る。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第三条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の二中「国家安全保障局長」の下に「及び国家情報局長」を加え、同条第八号中「、内閣情報官」を削る。

別表第一官職名の欄中「国家安全保障局長」の下に「及び国家情報局長」を加え、「、内閣情報官」を削る。

（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条のうち内閣法第十九条の二第二項の改正規定中「第十九条の二第二項」を「第十九条第二項」に改める。

（内閣法の一部改正）

第五条　内閣法の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第四号中「内閣広報官、内閣情報官」を「国家情報局、内閣広報官」に改める。

第十六条第二項第一号中「内閣広報官及び内閣情報官」を「国家情報局及び内閣広報官」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二　内閣官房に、国家情報局を置く。

２　国家情報局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち、国家情報会議設置法（令和八年法律第二十八号）第二条に規定する重要情報活動及び外国情報活動への対処並びに特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項の特定秘密の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）

二　第十二条第二項第六号に掲げる事務

三　国家情報会議設置法第十二条の規定により国家情報局が処理することとされた国家情報会議の事務

四　国家情報会議設置法第七条の規定により国家情報会議に提供された資料又は情報その他の前三号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

３　国家情報局に、国家情報局長を置く。

４　国家情報局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

５　第十五条第四項から第六項までの規定は、国家情報局長について準用する。

第十七条第二項中「内閣広報官、内閣情報官」を「国家情報局、内閣広報官」に改める。

第十九条を削る。

第十九条の二第二項第一号中「内閣広報官及び内閣情報官」を「国家情報局及び内閣広報官」に改め、同条を第十九条とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
防衛大臣　小泉進次郎

政　令

令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十九号

令和八年四月二十二日に発生した大火による岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和八年四月二十二日に発生した大火による災害で、岩手県上閉伊郡大槌町の区域に係るもの	法第十一条の二に規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百九十号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行期日は、令和八年十二月十一日とする。

法務大臣　平口　洋
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百九十一号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十項及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百五十条の二第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第一条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百七十七号を第四百七十八号とし、第四百七十六号の次に次の一号を加える。

四百七十七　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第二条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

二　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）

（刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令の一部改正）

第三条　刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一号」を「第五十二号」に、「第五十二号」を「第五十三号」に改め、第五十二号を第五十三号とし、第五十一号の次に次の一号を加える。

五十二　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）

附　則

この政令は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
経済産業大臣　赤澤　亮正

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百九十二号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第一号、第二十一条の五の二十九第二項及び第二十四条の二十第二項第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「八十万九千円」を「八十二万六千五百円」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第五号、第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第三十五条第四号及び第四十二条の四第一項第三号

三　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第五号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年七月一日から施行する。

（児童福祉法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十二条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二十五条の十三第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二十七条の十三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた児童福祉法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援に係る同項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以後に受けた同法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療に係る同項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給及び施行日以後に受けた同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療に係る同項の規定による障害児入所医療費の支給について適用し、施行日前に受けた同法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援に係る同項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日前に受けた同法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療に係る同項の規定による肢体不自由児通所医療費の支給及び施行日前に受けた同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療に係る同項の規定による障害児入所医療費の支給については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条（第四号に係る部分に限る。）及び第四十二条の四第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に受けた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療に係る同項の規定による自立支援医療費の支給並びに施行日以後に受けた同法第五条第六項に規定する療養介護医療に係る同法第七十条第一項の規定による療養介護医療費の支給及び同法第七十一条第一項の規定による基準該当療養介護医療費の支給について適用し、施行日前に受けた同法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療に係る同項の規定による自立支援医療費の支給並びに施行日前に受けた同法第五条第六項に規定する療養介護医療に係る同法第七十条第一項の規定による療養介護医療費の支給及び同法第七十一条第一項の規定による基準該当療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に受けた難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療に係る同項の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日前に受けた同項に規定する指定特定医療に係る同項の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

その他告示

○消費者庁告示第六号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年六月三日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ	石川県金沢市北寺町へ９番地３	令和八年五月十二日
差止請求関係業務を行う事務所の所在地	石川県金沢市北寺町へ９番地３	

○総務省告示第二百十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月三日

一　名　　称　　仏軍主催人道支援・災害救援多国間訓練（ＭＡＲＡＲＡ26）参加部隊
二　国外派遣期間　　令和八年六月十八日まで
三　派遣人数（概数）　　十四人程度
四　派遣地域　　フランス領ポリネシア

○外務省告示第百九十四号

日本国政府は、平成二年四月三日にパリで作成された「逆磁場ピンチに関する研究開発計画のための実施協定」の第十条(1)の規定に従い、執行委員会の全会一致の合意により、同協定から脱退した。同協定からの脱退は、令和七年十二月十六日に効力を生じた。

（令和八年一月十三日付け国際エネルギー機関文書）

令和八年六月三日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年六月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県大野市木本一五八字崩谷一の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、令和八年四月二十二日に発生した大火による災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

令和八年六月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

都道府県名　郡名　市町村名
岩手県　上閉伊郡　大槌町

○国土交通省告示第六百六十八号

河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七条の八の規定により、一般財団法人水源地環境センターから令和八年四月一日付けで代表者を変更する届出があったので、登録試験実施機関に関する告示の一部を変更する告示を、同規則第二十七条の十七第二号の規定に基づき、公示する。

令和八年六月三日　国土交通大臣　金子　恭之

登録試験実施機関に関する告示の一部を変更する告示

登録試験実施機関に関する告示（平成十七年国土交通省告示第二百二十九号）の一部を次のように変更する。

次の表により、変更前欄に掲げる登録事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる登録事項の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
五　法人である場合の代表者の氏名　藤巻浩之	五　法人である場合の代表者の氏名　平井秀輝

○国土交通省告示第六百六十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和六年十月三十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ－731号	表面仕上材（難燃性塗料）	塗料系－7　水系グロス塗料	関西ペイント株式会社　組成の異なる仕様の追加
第Ｆ－792号	〃	塗料系－8　アルキッド系塗料＋水系グロス塗料	〃
第Ｆ－793号	〃	塗料系－9　水系グロス塗料＋エポキシ塗料	〃

○九州地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　路線名　九州横断自動車道延岡線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
熊本県上益城郡山都町北中島字冷水一一五八番一から同町北中島字冷水一一六五番一まで	前	一四・一三～二四・九五（メートル）〇・〇五六（キロメートル）
	後	一四・一三～二八・九七　〇・〇五六

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九州横断自動車道延岡線	熊本県上益城郡山都町北中島字冷水一一五八番一から同町北中島字冷水一一六五番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月三日

国会事項

衆議院

議事日程

六月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十七号

令和八年六月二日（火曜日）

午後一時開議

第一　郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四　産業技術力強化法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第七　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第八　刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第九　労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

六月一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民法等の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）

法務委員会に付託

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（閣法第五〇号）

外交防衛委員会に付託

質問主意書転送

六月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

福岡県議会の海外視察に関する質問主意書（北村晴男提出）（第五一号）

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理解職

国務大臣

あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

（岐阜地方裁判所判事補兼岐阜家庭裁判所判事補）判事補　津田　康平

願に依り本官を免ずる

（大阪家庭裁判所判事兼大阪地方裁判所判事・岸和田簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　岡田　総司

（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　野原もなみ

（静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補・浜松簡易裁判所判事）同　沢田　優乃

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上五月三十一日）

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（岡山簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　寺澤真由美

願に依り本官を免ずる（以上六月一日）

（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課長）内閣府事務官（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長）同（厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当））厚生労働事務官　河野琢次郎　岩下　生知

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）　山口　了子

（外務省経済局経済安全保障課長）外務事務官　舟津　龍一
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（警察庁交通局運転免許課長）警視長　小倉　隆久
（こども家庭庁成育局成育環境課長）内閣府事務官　安里賀奈子
（デジタル庁統括官付参事官）デジタル事務官　増原　剛輝
（総務省自治行政局住民制度課長）総務事務官　池田　敬之
（総務省大臣官房付）総務技官　中川　拓哉
（東京高等検察庁検事）検事　北村　治樹
（外務省領事局政策課長）外務事務官　久賀百合子
（国税庁長官官房総務課長）財務事務官　河口　健児
（文部科学省大臣官房国際課長）文部科学事務官　平山　直子
（文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長）同　新木　聡
（厚生労働省医政局総務課長）厚生労働事務官　水谷　忠由
（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長）同　宮腰　奏子
（厚生労働省大臣官房参事官）同　岡部　史哉
（厚生労働省大臣官房付）同　鷹合　一真
（厚生労働省保険局国民健康保険課長）同　唐木　啓介
（農林水産省経営局農地政策課長）農林水産事務官　矢澤　祐一
（林野庁森林整備部計画課長）農林水産技官　土居　隆行
（観光庁観光産業課長）国土交通事務官　二井　俊充
（国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長）同　増田裕一郎
（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長）同　北間　美穂
（国土交通省総合政策局交通政策課長）同　大坪　弘敏
内閣事務官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する（各通）（以上五月三十一日）

（経済産業省経済産業政策局人材課長）経済産業事務官　橋本　泰輔
内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する
（経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長）経済産業技官　前田　了
内閣事務官（内閣官房国家サイバー統括室）に併任する
（同）同　武尾　伸隆
内閣事務官（内閣官房国家サイバー統括室）の併任を解除する（以上六月一日）

法務省

（久留米区検察庁副検事）副検事　竹内　圭太
辞職を承認する
（名古屋地方検察庁検事兼名古屋法務局訟務部付）検事兼法務事務官　小林　萌子
法務事務官（名古屋法務局訟務部付）の併任を解除する
大澤　裕　尾形　健　洲崎　博史
只木　誠　勅使川原和彦
判事兼簡易裁判所判事　清水知恵子
同　牧野　宇周
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に任命する
任期は令和八年十一月三十日までとする
検事　大塚　雄毅
同　大山　邦士　同　神渡　史仁
同　栗木　傑　同　笹井　朋昭
同　竹林　俊憲　同　松本　剛
同　松本　麗　検事兼法務教官　島本　恭子
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする（各通）
検事　大塚　雄毅　井ノ口　毅
同　大塚　雄毅　同　岡田馨之朗
同　加藤　和輝　同　栗木　傑
同　小松　武士　同　杉原　隆之
同　玉本　将之　同　早渕　宏毅
検事兼法務教官　佐藤　裕亮
同　鈴木　建俊
検事兼法務事務官　菅原　健志
同　吉田　利広
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする
（各通）（以上六月一日）

叙位・叙勲

○叙位

正三位に叙する
（山梨県立大学名誉教授）　竹島　一彦
従四位に叙する（各通）　堤　マサエ
長尾　哲吾　大崎　康博
丹羽　正治　千秋愼太郎
森坂　繁隆
従五位に叙する（各通）　衣川　正巳
岡　廣明　梶原　康資
坂元　次夫　鈴木　早苗
多田　清宏　細田　利行
渡邊　和夫
正六位に叙する（各通）　大杉　芳功
稲田　堅治　今坂　克彦
金野　透　清水　敬
田邊　昇　手塚　利雄
原口　久子　宮島　正義
森野榮次郎
従六位に叙する（各通）　廣木　茂美
宮本　嫩
正七位に叙する（各通）　丸山　繁富
橋爪　義正
従七位に叙する（各通）（以上四月二十七日）　安藤　哲夫
従四位に叙する　齋藤　卓夫
従五位に叙する　有田　宏孝　岡本　巖
米元　明
正六位に叙する（各通）

畦地　昭洋　大西　武徳　岡崎　光政
高口　正一　酒井　勇　西川孝太朗
西北　勝彦　松永　学
従六位に叙する（各通）（以上四月二十八日）　大内　篤一　三田　茂夫
従五位に叙する（各通）　貝塚　俊信　佐藤　潤一
正六位に叙する（各通）　森田　豊
従六位に叙する　田中　七郎
正七位に叙する　岡本　義巳　坂本　正夫
従七位に叙する（各通）（以上四月二十九日）

○叙勲

旭日双光章を授ける　岡　廣明　高橋　敏夫
旭日単光章を授ける（以上四月二十七日）　小林　祥宏
旭日単光章を授ける（四月二十九日）　最上　忠
旭日単光章を授ける（五月三日）
（山梨県立大学名誉教授）　堤　マサエ
瑞宝小綬章を授ける　梶原　康資　坂元　次夫　清水　敬
鈴木　早苗　多田　清宏　千秋愼太郎
宮島　正義
瑞宝双光章を授ける（各通）　橋爪　義正　丸山　繁富
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十七日）　安藤　哲夫
瑞宝小綬章を授ける　有田　宏孝　酒井　勇
瑞宝双光章を授ける（各通）　西川孝太朗　米元　明
瑞宝単光章を授ける（以上四月二十八日）　畦地　昭洋
瑞宝双光章を授ける　岡本　義巳　芝原　則彦　田中　七郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十九日）　佐藤　潤一

皇室事項

歓迎行事

天皇皇后両陛下は、五月二十七日午前九時二十一分、皇居において行われたフィリピン大統領閣下及び同令夫人の歓迎行事に御臨場になった。

御会見

天皇皇后両陛下は、五月二十七日午前九時四十一分、宮中において、フィリピン大統領閣下及び同令夫人と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、五月二十七日午後七時、フィリピン大統領閣下及び同令夫人のため、宮中晩さんをお催しになった。

お別れの御挨拶

天皇皇后両陛下は、五月二十九日午前十一時、宮中において、フィリピン大統領閣下及び同令夫人とお別れの御挨拶をされた。

行幸

天皇陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、五月三十一日午後一時三十六分御出門、令和八年度東京六大学野球春季リーグ戦を御覧のため、明治神宮野球場（新宿区）へ行幸、同五時三十五分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、ジブチ大統領イスマイル・オマール・ゲレ閣下の大統領再任につき、五月二十九日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、イタリアの共和国記念日につき、六月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から四月十七日ジンバブエ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、五月十五日御答信があった。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号
栃木県足利市羽刈町５５６番地
清算株式会社　ミコトマシナリー株式会社
代表清算人　松　尾　幸太郎
１　決定年月日　令和8年5月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（ヒ）第２号
栃木県足利市羽刈町５５６番地
清算株式会社　ミコト不動産株式会社
代表清算人　松　尾　幸太郎
１　決定年月日　令和8年5月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和八年六月三日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ
Ｃｒｅｓｃ．合同会社
代表社員　鳥家　崇志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月三日
神奈川県鎌倉市長谷二丁目一番七号
サテライトユイガハマ
Ｃｏｎｔｅｎｔｓ合同会社
代表社員　土屋　敏男

組織変更公告

当農事組合法人は、令和八年五月二十四日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。
令和八年六月三日
山口県山口市阿東生雲東分一七〇四番地
農事組合法人志農生の里
理事　河村　吉人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月三日
福岡県行橋市大字矢留一二〇三番地七九
合同会社ｌａｕｌｅａ
代表社員　小堤麻奈美

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ルコンテキスト（住所群馬県伊勢崎市大手町二七番地六）に対して当社の不動産事業部門及び損害保険代理店業部門事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。
当社の株主総会の承認決議は令和八年五月一日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、計算書類の公告義務はありません。
令和八年六月三日
群馬県伊勢崎市大手町二七番地六
有限会社マルマンアイカワ商事
代表取締役　相川　昇志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月三日
茨城県土浦市木田余四八六四番地四
合同会社ＶｅｔｓＢａｎｄＪ
代表社員　中嶋　恒介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月三日
千葉県柏市鷲野谷三五
合同会社柏手賀沼Ｗｅｂ企画
代表社員　染谷　明宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月三日
東京都品川区西五反田一丁目二六番二号
合同会社ＳＴＡＲ　ＢＡＳＥ
代表社員　福地　直美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載日付　令和七年十二月十七日
掲載頁　一四九頁（号外第二七五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年六月三日
宮城県仙台市宮城野区中野字神明一三〇番地
（甲）株式会社ガスワン東北
代表取締役　西口　泰之
岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡一三六番地四
（乙）有限会社三浦屋本店
代表取締役　三浦　敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千三百五十二万七千百八十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月三日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号丸の内二丁目ビル六階

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・４４株式会社

代表取締役　飯塚　敏裕

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一八〇頁（号外第一六七号）

令和八年六月三日

東京都港区赤坂二丁目一七番一二号赤坂トラストタワー三Ｆ

ショーリ・ストラテジー＆コンサルティング株式会社　代表取締役　勝俣　利光

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

北海道石狩市新港東二丁目三番地一一

株式会社ナカヤマ

代表取締役　西川　勝利

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

福島県郡山市朝日三丁目五番一八号

株式会社ハブマック

代表取締役　新田二三男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

東京都中央区銀座一丁目一四番四号

アテネ株式会社

代表取締役　平野　文一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

東京都港区高輪二丁目一五番二一号

株式会社コシダテック

代表取締役　越田　亮三

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

横浜市港北区岸根町六〇五番地

株式会社サンゴ

代表取締役　稲野　穣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月三日

愛知県岡崎市薮田一丁目一番地五

ミクスネットワーク株式会社

代表取締役　森﨑　健吾

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三日

東京都江東区富岡一丁目二六番二〇号

須賀工業株式会社確定給付企業年金

清算人　石井　正彦

取消公告

令和八年四月二十四日（号外第九十七号・七十四頁）掲載の吸収分割公告は、会社分割を中止いたしましたので取消します。

令和八年六月三日

山形県天童市東長岡一丁目三番六号

（甲）株式会社ダブルケイワイ

代表取締役　髙橋　啓一

山形県米沢市万世町片子五一五二番地

（乙）株式会社アンミン

代表取締役　島倉　登久

正　誤

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）農林水産省告示第千七百五十七号（植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）農林水産省告示第千七百五十九号（植物防疫法施行規則別表二の付表第五十六のトルコから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス等の生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）農林水産省告示第千七百六十号（ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日（号外第二百五十七号）農林水産省告示第千七百六十一号（エジプトから発送されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。